償却資産申告の適正化

過大に申告し払いすぎた税金が戻ってくるかもしれません

【理由】

- ・固定資産税における家屋と償却資産の区分について、課税する市町村が 納税者である企業に対し、十分に周知しているとは言い難い状況である。
- ・家屋の評価対象となる部分についてまで、償却資産として申告してしまい、 結果的に家屋と償却資産の二重課税となっている場合も多く見受けられる。 (このような場合は、申告をやり直すと税金が還付される。)



不動産 特に、家屋と償却資産の区分、固定資産会計等に精通した専門家が、家屋と償却資産の区分等の償却資産申告適正化について見直しを行います。 (必要に応じ、固定資産の計上についてのアドバイスもいたします。)

弊社の業務

税金還付が可能か検証します(見直すだけなら報酬は、いただきません)

(報酬) 還付金があった場合のみ、成功報酬として頂戴します。 成功報酬・・・還付金額(※加算金含む)の50%

固定資産税(償却資産)適正化コンサルティングの流れ

無料診断

- 固定資産税(償却資産)の還付が可能かどうかを無料で診断します
- 貸却資産申告書、固定資産台帳が必要です

対象資産の確

認

- ●税金の還付が可能な資産について、所有者様にその内容の確認を行います。
- •場合によっては、対象資産の現物確認をさせていただきます

市町材との

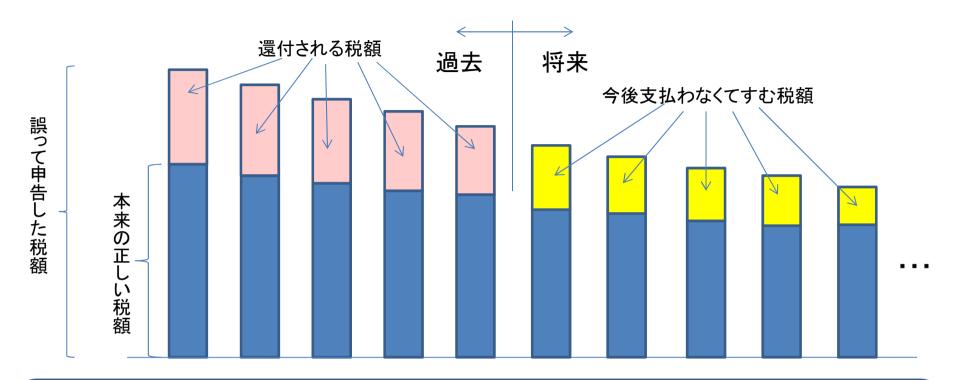
調整

●税金の還付の可能性が高い場合、対象資産について、市町村とその内容確認および修正申告方法 を調整します

報酬額の確定

- 市町村に対して償却資産の修正申告を行います
- 還付額が確定したら、成功報酬としてその還付額(※加算金含む)の50%を頂戴します ※加算金は金利相当額を指します
 - ※税務申告業務を承る場合は提携先の税理士法人が行います
 - ※遠隔地の場合、着手時に交通費相当額をご請求させて頂く場合がございます

固定資産税適正化によるお客様のメリット(償却資産)



<メリット>

- 1. 誤って支払いすぎた過去5年間の税金(金利もつきます)のうち、 半分が手元に残ります。
- 2. 資産があるかぎり、今後は余計な税金を支払う必要がありません。

【事 例】

寮 研修施設 事務所ビル 当初の申告税額

14百万円 10百万円 5百万円 修正申告税額 6百万円

3百万円 1百万円 還付された税額

8百万円 7百万円 4百万円

※上記の税額は、過去5年間を合計したものです